公告都第６６号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年　四月　三日

福島県知事　内堀　雅雄

| | |
|---|---|
| 都市計画事業の種類及び名称 | 田村三春小野都市計画下水道事業<br>阿武隈川上流流域下水道<br>（田村処理区） |
| 施行者の名称 | 福島県 |
| 事務所の所在地 | 福島市杉妻町二番十六号<br>福島県土木部都市総室下水道課 |
| 事業地の所在 | 収用の部分<br>福島県田村市船引町春山字赤間田、字玉ノ木、字轟渕及び字明生内地内<br>使用の部分<br>福島県田村市船引町東部台六丁目、春山字赤間田、字轟渕、字明生内、字道ノ原、字下ノ門前及び字上ノ台、船引字戸屋、字宮ノ前、字後田、字花木内、字中島、字城ノ内、字原田、字北町通、字畑添、字南町通、字平舘、字前田、字反田、字竹ノ内、字北元町、字八升蒔、字曽曲、字川代、字上江、字舘柄前、字中ノ内前、字遠表及び字三本椚並びに今泉字台ノ前、字鳥足、字後田、字砂田、字田中、字鳥帽子石、字堰田及び字東、大越町上大越字湯田、字下内、字鷹待田、字槻木、字薬師堂、字白石、字中広土、字求中、字曲田原及び字曲田並びに下大越字原、字堺野町、字中田、字下田、字上田、字檀野平、字中平、字根木志及び字川上、滝根町菅谷字島ノ松並びに常葉町西向字米粉原地内 |